

平成28年(フ)第2607号

決 定

東京都中央区佃一丁目11番8号
債務者(破産者) 日本ロジテック協同組合
代表者代表理事 軍司昭一郎

主 文

債務者日本ロジテック協同組合について破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー3
1階 成和明哲法律事務所
弁護士 渡邊 顯
- 2 債権届出期間 平成28年6月30日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集
会の各期日 平成28年9月26日午後2時
- 4 債権調査期日 平成28年9月26日午後2時

平成28年4月15日午後5時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 中 山 孝 雄

裁判官 堀 田 次 郎

裁判官 鹿 田 あゆみ

これは正本である。

平成28年4月15日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 関 口 晋 也

